

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和2年9月4日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 成人福祉課の令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 令和2年7月21日から令和2年8月7日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
融雪装置配付事業について、配付の決定にあたり実施要綱に沿った処理がされていなかった。実施要綱に基づき適正な事務処理に努めること。	受託業者との打ち合わせの中で、希望者に対してできるだけ迅速に納品するため先着順に決定してしまったもので周知も不十分であった。実施要綱は毎年制定しており、公平性に留意しながら、今年度は要綱の内容について精査したうえで事業を実施していく。